第4節

豊かで活力あるユビキタスネット社会の構築

1 地理的デジタル・ディバイドの是正及び地域の情報化の推進

我が国においては、平成12年末頃からブロードバンドが急速に普及し、DSL (Digital Subscriber Line)やFTTHなどのブロードバンド契約数は、2,576万加入(平成18年12月末)に達しており、料金及び通信速度の両面において、世界一のブロードバンド環境が実現し、社会経済活動の重要な基盤となっている。しかしながら、採算性等の問題から民間事業者の投資が期待しにくい条件不利地域については、ブロードバンド環境の整備が十分には進んでいないのが実情であり、地理的要因による情報格差、すなわち地理的デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっている。

「IT新改革戦略」(平成18年1月:IT戦略本部決定)では、2010年度(平成22年度)までに光ファイバ等の整備を推進し、プロードバンド・ゼロ地域を解消することを目標として掲げており、政府として積極的な取組を推進しているところである。

この政府方針を踏まえ、総務省では、2010年度 (平成22年度)へ向けたブロードバンド・ゼロ地域の 解消等の整備目標、ロードマップの作成等の整備の基 本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体 制の在り方を明らかにした「次世代ブロードバンド戦 略2010」を平成18年8月に策定した。

(1)「次世代ブロードバンド戦略2010」の推進

「次世代ブロードバンド戦略2010」では、2010年度(平成22年度)へ向けたブロードバンド・ゼロ地域の解消等の整備目標として、

2010年度(平成22年度)までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する。(その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を2008年度(平成20年度)までに解消する)

超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上 レする

を掲げるとともに、今後のブロードバンド整備の在り 方の基本的考え方として、

民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保

条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備に関しては、/)関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備、¤)地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備、<)自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備の推進

積極的な需要喚起・利活用の促進 を掲げている。

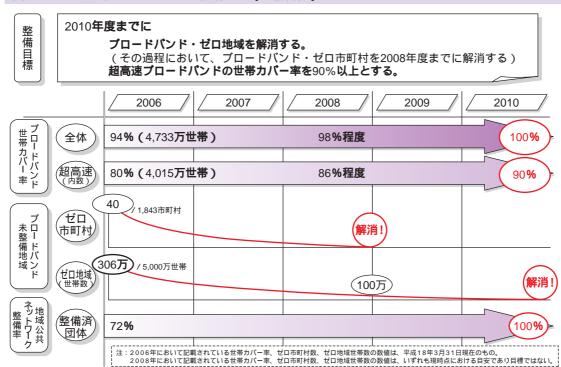
「次世代ブロードバンド戦略2010」に基づき、総 務省、地方公共団体、電気通信事業者が連携し、ブロ ードバンド・ゼロ地域解消に向けて取組を進めているところ、平成18年5月に発足した財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)において、地方公共団体、民間事業者等で構成される「情報通信インフラ委員会」が同年6月に設置され、総務省の協力・連携の下、インフラ整備に関する情報の共有、地方公共団体等により策定されたロードマップの全国レベルでの取りまとめ、マニュアル等の作成・周知、地域公共ネットワーク(光ファイバ)の開放促進等の取組が行われており、さらに、同委員会の下に設置された「ブロードバンド全国整備促進ワーキンググループ」において、各課題の具体的な検討が行われている。

平成19年4月に、APPLICにおいて、総務省、地方公共団体、電気通信事業者等の連携の下、2010年度(平成22年度)までのブロードバンド整備方針について、都道府県単位の年度ごとの取組をフローチャート化し、目標数値を工程表に取りまとめた「2010年度(平成22年度)までのブロードバンド全国整備に向けた都道府県単位のロードマップ(Ver1.0)」、各種ブロードバンド技術やブロードバンド整備の具体的な方法、各種手続について具体的かつ平易に解説した「ブロードバンド整備マニュアル(Ver1.0)」及び行政サービス分野や医療・保健・福祉分野等でのブロードバンド

の利活用事例等を紹介した「ブロードバンド整備・利活用事例集(Ver1.0)」が取りまとめられ、公表されたところであり、総務省では、都道府県ロードマップや整備マニュアル等に基づき、ブロードバンド・ゼロ

地域が着実に解消されるよう、電気通信基盤充実臨時 措置法等に基づく民間事業者や地方公共団体への各種 支援策を講じるとともに、事業者、地方公共団体とも 連携した取組を一層推進していくこととしている。

図表3-4-1 次世代ブロードバンド戦略2010 (整備目標)



(2)次世代ブロードバンド技術の利用環境の整備方策の在り方

ブロードバンドの全国整備については、「次世代ブロードバンド戦略2010」に基づき、国・地方公共団体・事業者が連携して、地域のニーズや実情に応じた適切な技術を利用しながら推進することが重要であり、そのためには多様な技術が利用できる環境の整備を図る必要がある。次世代ブロードバンド技術については、超高速サービスに対する利用者ニーズに応じて、FTTH以外に、例えば、3000GHzを越える周波数領域である赤外線領域や可視光領域を活用した技術の開発など、100Mbpsを超える通信速度を実現する有無

線技術が萌芽してきているが、次世代ブロードバンド 技術の実用化に向けた標準化等の利用環境の整備に向 けた検討は行われていない状況にあった。

そのため、総務省では、ブロードバンドの全国整備に向け、次世代ブロードバンド技術の普及を促進するため、その技術面における利用環境の整備方策の在り方について検討することを目的として、平成18年11月から「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」を開催しており、同研究会は、平成19年6月を目途に報告書を取りまとめる予定である。

(3)地域の情報化の推進

総務省では、地理的デジタル・ディバイドの是正及 び地域における情報化を推進するため、

情報通信格差を是正するため、地方公共団体等が 実施する地域公共ネットワークの整備、移動通信用 鉄塔施設の整備及び民放テレビ放送難視聴解消を図 るための中継施設や共同受信施設の整備に要する経 費の一部を補助する「情報通信格差是正事業」

携帯電話のエリア拡大に必要な有線伝送路の整備 に際して、国がその整備費用の一部を補助する「無 線システム普及支援事業」

地域の特性に応じた情報通信基盤整備を支援する 「地域情報通信基盤整備推進交付金」 地方公共団体が地方単独事業として行う産業、教育、医療、福祉等に資する情報通信基盤整備に対する支援(過疎債)

地域経済の活性化や少子高齢化への対応等地域が 抱えるそれぞれの課題について、ICTの利活用を通じ てその解決を促進するためのモデル的取組を委託事 業として実施することにより、地域のユビキタスネ ット化等の促進を図る「地域ICT利活用モデル構築事 業」

等の支援策を実施している。

また、総務省では、「地域における情報化の推進に関

する検討会」(平成15年12月~17年3月)の報告書 において、

全国公共ネットワーク上の公共アプリケーション の展開

次世代地域情報プラットフォームの開発 地方公共団体におけるレガシー改革

住民参画をはじめとする地域情報化推進体制等の 整備

等について提言が行われたことを受けて、ユビキタスネット社会にふさわしい地域情報化の実現に向けて引き続き検討を進めていくこととしている。

(4)ICT利活用の推進に向けて~地域ICT利活用モデル構築事業~

総務省では、地域経済の活性化や少子高齢化への対応等地域が抱えるそれぞれの課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するためのモデル的取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネット化等の促進を図ることを目的として、平成19年度より「地域ICT利活用モデル構築事業」を創設したところである。

同事業は、

地方公共団体に対し、ICTの利活用による地域課題 の解決や住民の利便性の向上に資する汎用的なICT利 活用モデルの構築を委託する

委託先は、モデルを構築し、その成果物を国に提 出する

国はその成果物を必要に応じて他の地方公共団体 に提供することにより、モデルの全国展開を図る ものである。

(5)地方の活性化とユビキタスネット社会に関する懇談会

生活者、企業、地方公共団体等関係者の知恵を結集し、地域ユビキタスネット社会の創造を通じて地方の社会経済の活性化等を図る観点から、その具体的課題及び方策を検討するため、平成18年10月から「地方の活性化とユビキタスネット社会に関する懇談会」を開催している。

同懇談会は、地域ユビキタスネット社会の実現に必

要となる、

ブロードバンドネットワークの整備

ICT利活用の推進・支援

ICT利活用環境の整備

の三段階の取組を中心に検討を進めているところであり、平成19年6月を目途に成果の取りまとめを行う予定としている。

(6)公共サービスの連携基盤の構築

総務省は、地域におけるICT利活用の一層の推進を図るため、公共サービスの高度化を支えるシステム連携基盤「地域情報プラットフォーム」の標準仕様の策定及び普及を推進している。地域情報プラットフォームの活用によって、転居や転出の際の窓口における各種行政手続の一括申請や、防災をはじめとした公共サービスの共同展開を効率的に進めることができると期待されている。

産学官の連携体制により、地方公共団体内部の情報システム連携に適用可能な連携基盤に関する検討が行われ、平成17年度末に「地域情報プラットフォーム基

本説明書」が、平成18年度末に「地域情報プラットフォーム標準仕様」がそれぞれ策定され、公表された。また、これと平行して防災、医療・健康・福祉及び教育の各分野の公共アプリケーションの提案書が策定され、公表された。同標準仕様及び提案書は財団法人全国地域情報化推進協会によって管理されている。

平成19年度以降は、同協会において標準仕様の適用 領域を地方公共団体間の連携や官民の連携にまで拡張 する検討が行われる予定である。総務省は引き続き 「地域情報プラットフォーム」の展開を推進することと している。

2 情報バリアフリー化の推進

ICT社会の進展に伴い、コミュニケーションや、情報の入手・発信、各種の取引・手続等が、インターネットや携帯電話等のネットワークを通じて行われるようになり、日常生活や職業生活等におけるICTの重要性は一層高まってきている。ICTは高齢者や障害者にとっても様々な恩恵をもたらすものであり、ICTを利活用することで新たな社会参加の可能性が広がるなどのメリッ

トが期待される。

そのため、総務省では、年齢・身体的な条件による ICT利用格差 (デジタル・ディバイド)を是正し、高齢者や障害者を含めた誰もがICTの恩恵を享受できるようにするため、情報バリアフリー環境の整備に向けた取組を進めている。

(1)利用環境のユニバーサル化の促進

現在、様々なサービスが情報通信機器やウェブサイトを通じて広く提供されつつあり、高齢者や障害者にもこれらの機器やサービスを容易に利用できること、すなわちアクセシビリティの確保が重要となっている。

ウェブアクセシビリティについては、高齢者や障害者を含む誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるようにするため、平成17年12月に策定したウェブアクセシビリティの維持・向上の取組モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」の積極的な活用を促進しているところである。

また、電気通信アクセシビリティについては、これまで情報通信アクセス協議会と連携し、高齢者や障害者が使いやすい電気通信機器・サービスの開発等を促すため、電気通信アクセシビリティガイドラインの策定・普及促進に取り組んできた。平成19年1月には、ITU - Tにおいて、日本提案により検討が進められてき

た「電気通信アクセシビリティガイドライン」が勧告として承認されたところである。本ガイドラインは、高齢者や障害者が、障害や心身の機能の状態にかかわらず、固定電話、携帯電話、FAX等の電気通信機器やサービスを円滑に利用できるよう、電気通信機器・サービスの提供者が企画・開発・設計・提供等を行う際に配慮すべき事項を示したものである。総務省では、電気通信分野のアクセシビリティの一層の向上のため、国内に向けた本ガイドラインの周知・普及に取り組んでいる。

さらに、平成18年度からは、高齢者が使いやすいICT利活用環境の実現を促進するため、高齢者が使いやすいICT製品・サービス等における高齢者のユーザビリティ(使いやすさ)を向上させるために必要となる指針等の策定に関する検討を行っている。

(2) 高齢者・障害者のICT利活用支援の促進

総務省では、独立行政法人情報通信研究機構を通じて、通信・放送に関する高齢者・障害者向けのシステム・機器や、サービス等の開発の促進のため、「高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金」による高齢者・障害者向けの通信・放送技術の研究開発への支援を行っている。また、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の増進に関する法律」(平成5年法律第134号)に基づき、独立行政法人情報通信研究機構を通じて、身体障害者向けの通信・放送役務サービス(聴覚障害者向けの電話リレーサービス等)の提供や開発を行う企業に対して、「身体障害者向け通信・放送役務提供・開発

推進助成金」による事業の立ち上げに必要な資金の助 成を行っている。

また、平成18年度からは、ICTの利活用を通じた高齢者や障害者の社会参加を促進するため、高齢者・障害者がICTを用いて活躍する事例の収集やその評価・分析等を通じて、必要な支援等の在り方を検討するとともに、これら成果の普及を図るための取組を進めている。これにより、高齢者・障害者のICT利活用の有用性について国民の理解を促し、地方公共団体等における高齢者・障害者のICT利活用支援の取組を促進していくこととしている。

(3)視聴覚障害者向け放送の普及促進

字幕番組(音声の内容を聴覚障害者に説明するため の文字が付加されたテレビジョン番組)及び解説番組 (画面の内容を視覚障害者に対して説明するための音声 が付加されたテレビジョン番組)は、聴覚障害者及び 視覚障害者がテレビジョン放送を通じて円滑に情報を 入手することを可能とするものであることから、「身体 障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利 用円滑化事業の増進に関する法律」(平成5年法律第 134号)に基づき、総務省では、それらを制作する者 に対し、その制作費の一部について助成を行っている。

また、平成9年には、放送法の改正が行われ、字幕番 組・解説番組をできる限り多く放送するようにしなけ ればならないこととする放送努力義務が規定され、郵 政省(現総務省)は、その改正の趣旨を踏まえて「平 成19年までに新たに放送する字幕付与可能なすべての 放送番組に字幕を付す」ことを目標とする字幕放送の 普及目標を策定した。これを受けて、NHK及び民放キ ー局等がそれぞれ字幕拡充計画を作成しており、NHK が平成18年度までに100%、民放キー局が平成19年 度までに80~90%に字幕を付すこととしている。総

務省では、各放送事業者の字幕放送等の進ちょく状況 の把握・公表等を行うことで自主的な取組を促進して おり、平成17年度の字幕付与可能な放送時間に占める 字幕放送時間の割合は、NHK(総合)では98.2%、 民放キー5局平均では65.9%となっている(図表3-4-3)

今後、放送のデジタル化の進展、高齢化の進展、字 幕放送受信可能な端末の普及により、視聴覚障害者向 け放送番組の利用者が増加すると予想されることから、 総務省では、平成18年10月から、「デジタル放送時代 の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」を開催し、 同研究会は平成19年3月に報告書を取りまとめた。こ の報告書では、今後の視聴覚障害者向け放送の推進に 当たっての提言として、平成20年度以降の普及目標に ついては字幕付与可能な放送番組を拡大しつつ策定す ることや、解説放送の普及目標を新たに策定すること、 視聴覚障害者向け放送番組制作促進のための助成金の 拡充について検討すること、関係者が定期的に集まっ て意見交換を行う場を設置すること等が盛り込まれた。

図表3-4-2 デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会報告書概要

これまでの取組

総務省

幕番組・解説番組等制作費の一部助成 聴覚障害者向け番組の放送努力義務化 字幕放送普及目標の策定、進ちょく状況の公表

放送事業者

*未日 各放送局の自主的な取組の促進 字幕拡充計画の作成(NHK、民放キー局等)

字幕付与率の拡大 字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送の割合(平成17年度) NHK(総合): 98.2%、民放キー5局平均: 65.9%

放送のデジタル化等の環境の変化

今後の視聴覚障害者向け放送の推進にあたっての提言

行政の役割

・視聴覚障害者向け放送の推進に向けた枠組 字幕放送は、字幕付与可能な放送番組を拡大しつつ、今後も同様の枠組を維持。 手話放送は、課題等を考慮しつつ検討。解説放送は、指針を策定することが必要。

・字幕、解説、手話番組制作費への助成スキームの在り方 現行の制度を維持しつつ、字幕付与が困難とされていた部分や、普及が遅れている部分に重点的に助成する等、拡充について検討。

・研究開発

視覚障害者XML等の早期実用化に向けて研究開発を推進。手話放送の拡充に向けて研究開発を推進。手話放送の拡充に向けて研究開発を推進。手話放送の拡充に向けて研究開発を推進。

高齢者への周知

高齢者にとっても有益であり、高齢者への周知にも取り組んでいくことが必要。

・世論の喚起

国民の視聴覚障害者向け放送の必要性の理解促進のため、積極的に周知を行うことが

今後の視聴覚障害者向け放送の普及に向けて

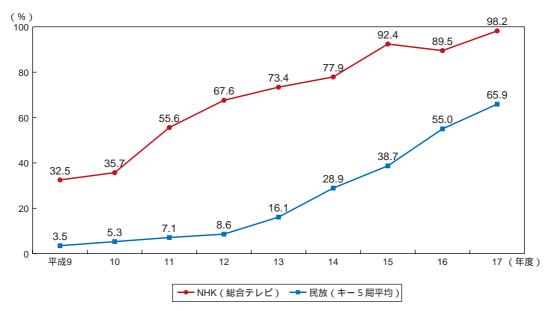
・字幕放送、手話放送、解説放送 字幕放送については、放送事業者による字幕拡充計画の策定が必要。手話放送、 解説放送については、課題等を踏まえて引き続き普及拡大に向けて検討していく

・意見交換の機会の場の設置 関係者が定期的に集まって意見交換をする場を設けることが必要。

・ 広報の充実 行政、放送事業者等は、放送アクセシビリティの確保について社会的合意を得る ための周知広報をすることが必要。

・利用者側の情報リテラシーの向上 積極的に情報リテラシーを向上させることが必要。

図表3-4-3 字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合の推移



2週間のサンプル週を調査したもの

---の図表における「字幕付与可能な放送時間」とは次に掲げる放送番組を除く7時から24時までの新たに放送する放送番組の時間数

技術的に字幕を付すことができない放送番組 例 現在のところのニュース、スポーツ中継等の生番組) オープンキャプション、手話等により音声を説明している 放送番組 例 字幕付き映画、手話ニュース) 外国語の番組、 大部分が歌唱・器楽演奏の音楽番組、 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番 組

3 行政情報化の推進

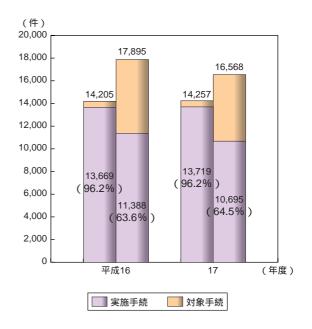
(1)電子政府の実現~利用者本位の簡素で効率的な政府の実現~

ア 行政の情報化の総合的・計画的推進

電子政府に関しては、これまで「電子政府構築計画」 (平成15年7月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成16年6月一部改定)、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月閣議決定)、「IT政策パッケージ-2005」(平成17年2月IT戦略本部決定)等に基づき、国民の利便性・サービス向上、ITを活用した業務改革、電子政府の推進体制の整備・充実等のための取組を行ってきており、「IT新改革戦略」(平成18年1月IT戦略本部)においても、ITの構造改革力を追求する政策の一つとして、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現が掲げられたところである。

国民の利便性・サービスの向上については、平成17年度における申請・届出の行政手続のオンライン化件数は13,719件(オンライン化率96.2%)、申請・届出以外の行政手続のオンライン化件数は10,695件(オンライン化率65.0%)となっている(図表3-4-4)。また、独立行政法人が扱う行政手続については、平成17年度における申請・届出に関する行政手続のオンライン化件数は175件(オンライン化率12.0%)申請・届出以外の行政手続のオンライン化件数は159件(オンライン化率7.0%)となっている。

図表3-4-4 国の行政機関が扱う行政手続のオンライン 化件数の推移(左:申請・届出、右:申請 届出以外)



(出典)総務省報道資料「平成17年度における行政手続オンライン化等の状況」

ITを活用した業務改革及び電子政府の推進体制の整 備・充実等については、「経済財政運営と構造改革に関 する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)にお いて、電子政府に関しても徹底した歳出削減に取り組 むべきこと等が示されており、IT新改革戦略及び「重 点計画 - 2006」(平成18年7月IT戦略本部)等におい ても、国民・企業等による電子政府の利用が進んでい ないことや、ITの活用が業務改革に十分結びついてい ないこと、また、その実施体制が不十分であることが 課題とされ、行政分野におけるIT活用は、経費の削減、 業務処理時間・定員の削減等業務の効率化等行財政改 革に資するものであることが前提であることがうたわ れている。そのため、「業務・システム最適化計画」及 び「オンライン利用促進のための行動計画」等に基づ いて、電子政府関係施策を着実に実施すること、各施 策の実施、評価、見直しを行うための体制の充実・強 化等を図ることとされたところである。また、電子政 府の施策の実施に当たっては、信頼性・安全性の確保 に向けた取組を推進することとされた。

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議は、平成 18年8月、今後の電子政府に係る各種施策について、 IT新改革戦略等に基づき、PDCAサイクルの確立により着実に実施し、成果を確実なものとするため、「電子 政府推進計画」を策定した。同計画においては、平成 22年度までに達成すべき目標や目標達成のための諸施 策を明らかにするとともに、各施策の具体的な工程を 示している。

同計画は、達成すべき目標として、

利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、 国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を 50%以上とすること

業務・システム最適化の着実な実施による行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、更なる効果の向上を図ること

個々の業務・システムや府省内における最適化に とどまらず、簡素で効率的な政府の構築を図るため、 政府全体として、業務・システムの共通化、集中化、 共同利用化等の更なる最適化を推進すること

情報システムの高度化を図るとともに、安全性・ 信頼性を確保すること

が挙げられており、総務省としても、電子政府推進計 画に沿って、行政の情報化を着実に推進していくこと としている。

イ 調達手続の電子化

政府調達(公共事業分野を除く)手続の電子化は、 平成11年12月までのバーチャル・エージェンシー (省庁連携タスクフォース)の検討や当時の高度情報通 信社会推進本部での決定以来、内閣官房及び総務省が 中心となり、全省庁が参加する「政府調達(公共事業 分野を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議」におい て検討、推進されている。

具体的には、平成13年1月から政府統一の競争入札参加資格に係る新システムの運用を、同年6月からは各省庁の調達情報を一括提供する統合データベースの運用を開始した。入札・開札の電子化についても、総務省等にて先行的にシステム構築し、その他各省庁を含め平成15年度末までにそれぞれ導入済みとなっている。

契約の電子化に向けては、平成15年9月から総務省において「政府調達(公共事業分野を除く)における契約の電子化のあり方に関する検討会」を開催し、CIO連絡会議との連携を図りつつ検討を進め、平成17年4月に契約業務の現状及び電子化の在り方、システム実現に向けた行動計画等について最終報告を取りまとめた。

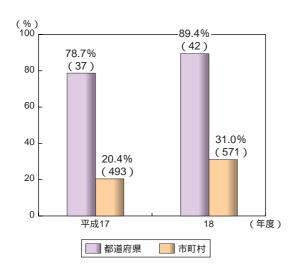
総務省では、同報告書やCIO連絡会議で決定された 最適化計画を踏まえ、全府省で共同利用する電子契約 システムについて、各府省と調整しつつ設計作業を実 施したところであり、平成19年度以降、システム開発 に取り組み、連携する他の府省共通システムの構築に 合わせて運用開始を図ることとしている。また、現在 各府省で個別運用されている電子入札システムについ ても、これと同時期にシステムの統合化、共同利用化 を行い、将来的なシステム運用、保守の効率化等を目 指す予定である。

なお、このような情報システムに係る調達改革としては、電子政府推進計画において、技術力のある企業に対する競争参加機会の拡充や分離・分割調達の推進などを含む基本指針を平成18年中に策定するとされたことを受け、CIO連絡会議の下、総務省が中心になって、平成19年3月に「情報システムに係る政府調達の基本指針」が策定されたところである。

(2)電子自治体の推進

電子自治体は、地方公共団体におけるICTの活用により、住民の満足度の向上、簡素で効率的な行政運営の実現、地域の活性化・地域ICT産業の振興を図ることを目的とするものであり、総務省では、平成15年8月に、「電子自治体推進指針」を策定し、電子自治体の基盤整備と行政手続のオンライン化等を推進してきた。また、近年の地方公共団体を取り巻く情報通信環境の変化等を踏まえ、「2010年度(平成22年度)までに利便・効率・活力を実現できる電子自治体を実現すること」を目標とした「新電子自治体推進指針」を策定したところであり、同指針においては、目標実現に向けた取組方針に加え、推進状況を把握するためのベンチマーク等を記載しており、毎年度実施状況をフォローアップすることとしている。

図表3-4-5 汎用受付システムの導入率の推移(都道府 県、市町村)



()内の数値は団体数

(出典)総務省「地方自治情報管理概要」

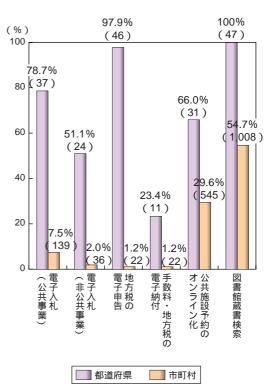
ア 電子自治体の進ちょく状況

(ア)地方公共団体における行政サービスの電子化の状況

申請・届出等手続の汎用受付システムの導入状況は、 平成18年4月時点で、都道府県で42団体(89.4%) 市町村では571団体(31.0%)となっている(図表 3-4-5)。ホームページについては、都道府県で全団体、 市町村で1,837団体(99.7%)とほぼすべての団体 で開設している。

地域住民・企業が利用可能なシステムとしては、都 道府県、市町村共に「ネットワークを活用した図書館 蔵書検索」の実施率が最も高く、都道府県では実施率 は100%、市町村では54.7%となっている。「公共施 設予約のオンライン化」、「公共事業に係る電子入札」 も導入率が高くなっている。

図表3-4-6 業務別の実施率(都道府県、市町村)



()内の数値は団体数

(出典)総務省「地方自治情報管理概要」

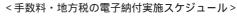
(イ)地方公共団体における情報システムの構築状況

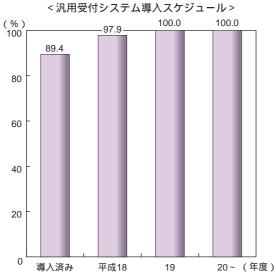
本庁の知事・市長部局において、一人一台パソコン が整備されている団体は、都道府県は全団体、市町村 は1,513団体(82.1%)となっている。情報システ ムの導入状況については、都道府県においては「人 事・給与システム」、「法人都道府県民税システム」、 「法人事業税システム」、「自動車税システム」、「軽油引 取税システム」、「不動産取得税システム」、「予算執行 システム」及び「工事設計・進行管理システム」が全 団体で導入されており、市町村においては「個人市町 村民税システム」が1,798団体(97.6%)と最も多 くなっている。

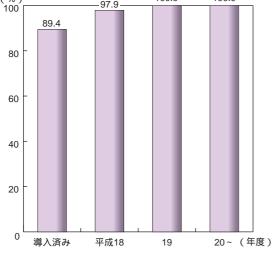
また、庁内LANの構築は、都道府県においては全団 体、市町村においては1,827団体(99.1%)となっ ている。

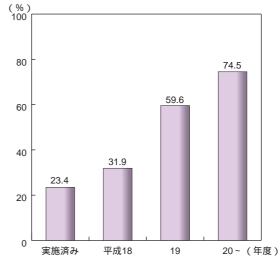
図表3-4-7 都道府県における電子自治体の推進状況

平成18.4.1時点調査

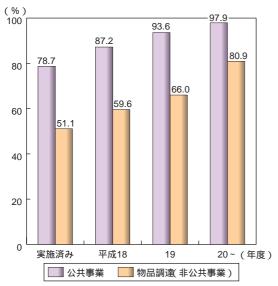




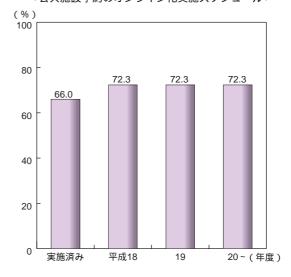




<電子入札の実施スケジュール>



< 公共施設予約のオンライン化実施スケジュール >

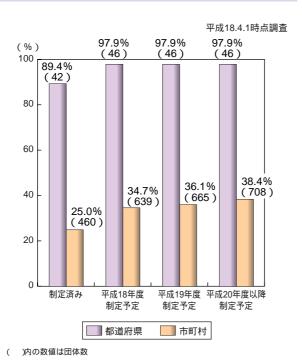


(ウ)地方公共団体における情報化推進体制等の状況

地方公共団体における情報化推進のための体制としては、専門の課又は係が担当しているのは、都道府県で全団体、市町村で965団体(52.4%)であり、既存の課又は係が担当しているのは、市町村で866団体(47.0%)となっている。また、庁内横断的な情報化推進委員会等を設置している団体は、都道府県において39団体(83.0%)、市町村において947団体(51.4%)となっている。なお、CIO(Chief Information Officer:最高情報責任者)の任命状況については、都道府県で31団体(66.0%)、市町村で1,225団体(66.5%)である。

電子自治体を総合的に推進するための電子自治体構築計画を策定しているのは、都道府県で43団体(91.5%)、市町村で568団体(30.8%)となっている。また、条例、規則等において書面による手続に限定している場合には、書面に加えオンラインで行うことも可能とするための特例を通則条例として定める必要があるが、当該条例を既に制定している団体は、都道府県において42団体(89.4%)、市町村において460団体(25.0%)となっている(図表3-4-8)。

図表3-4-8 通則条例の制定状況(都道府県、市町村)



(出典) 総務省「地方自治情報管理概要 」

イ 国による電子自治体構築支援

総務省では、平成16年4月から「電子自治体のシステム構築のあり方に関する検討会」での検討などを通じて、電子自治体の構築を推進しており、今後も、「IT新改革戦略」(平成18年1月IT戦略本部)や、「第1次情報セキュリティ基本計画 「セキュア・ジャパン」の実現に向けて」(平成18年2月情報セキュリティ政策会議)を踏まえ、電子自治体システムの効率的な構築、住民の利便性向上や業務改革、地方公共団体における情報セキュリティの確保等に向けた取組を行っている。

具体的には、財政的・人材的に単独でのシステム運用が困難な小規模団体も含め、すべての市町村において電子自治体を推進していくために、複数の地方公共団体が共同で情報システムを構築し、運用を外部委託する「共同アウトソーシング」の推進や、組織全体を通じた業務・システムの最適化を図る設計手法であるEA(エンタープライズ・アーキテクチャー)を活用した効率的な電子自治体構築の推進、情報セキュリティ確保に係るガイドラインの見直し等を行っている。

また、IT新改革戦略において、「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年(平成22年)までに50%以上とする」とされていることを受けて、地方公共団体におけるオンライン利用を促進するため、オンライン利用促進指針、オンライン利用促進マニュアルを策定し、地方公共団体に助言・情報提供を行っている。

このほか、ICTを活用した住民参画を促進するため、「ICTを活用した地域社会への住民参画のあり方に関する研究会」を開催するとともに、地域SNSや公的個人認証対応電子アンケートシステムの開発実証事業を実施し、地域SNS等を活用した自治体による地域コミュニティの活性化を支援している。

図表3-4-9 電子自治体の推進

電子自治体の目標

行政サービスの高度化 行政の簡素化・効率化 地域の課題解決

これまでの取組

電子自治体の基盤整備は着実に進展

- ・ホームページ、LANの整備、一人一台パソコンの実現
- ・全国的なネットワーク基盤も整備・・・LGWAN (全自治体を結ぶ総合行政ネットワーク)

住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス

CIO (情報統括責任者)等の体制整備や共同化の取組は、全国的に展開

2006年1月「IT新改革戦略(IT戦略本部決定)

「世界一便利で効率的な電子行政」を目指し、 2010年度までに「オンライン申請率50%達成や小さくて効率的な政府の実現」に取り組む

【現状と課題】

「国民・企業等による電子政府の利用は進ん でおらず、また、住民サービスに直結する 地方公共団体の電子化が十分でないなど、 国民・企業等利用者が利便性・サービスの 向上を実感できない。」



【目標】

- 「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年までに50%以上とする」
- 2. 「政府全体の情報システム」に対する評価体制を整備し、更なる政府全体の業務・システムに対する最適化を図り、…地方公共団体においても同様な体制整備を促進する」
- 3.「信頼性・安全性の確保、セキュリティ高度化」

主な施策

1 基盤の利活用の促進

住民基本台帳ネットワークシステム

- ・住基カードの多目的利用の一層の推進
- ・住民基本台帳ネットワークを活用した年金の 現況届の不要化(平成18年10月)

公的個人認証サービス

・「公的個人認証サービスの利活用のあり方 に関する検討会」を平成18年11月から開催

2 オンライン利用促進

- ・「電子自治体オンライン利用促進指針」を策 定(平成18年7月)
- ・平成17年度のオンライン利用率 11.3%
- ・さらなるオンライン利用促進方策の調査研究 を実施

3 住民の行政・地域社会への参画促進

- ・地域SNS (ソーシャル・ネットワーキング・ サービス) 等双方向性のあるICTツールを活 用した住民参画を促進するための手引きを公 表(平成18年7月)
- ・「Web2.0時代の地域の在り方に関する研究 会」を平成18年11月から開催

4 行政の業務見直し、効率化

自治体EA事業

- ・組織の業務・システムの最適化を図る設計手法であるEA (エンタープライズ・アーキテクチャ)を活用し、地方自治体の業務の最適化を図る
- ・業務・システム刷新化の手引きを公表(平成 18年4月)

共同アウトソーシング事業

- ・複数の自治体が共同で電子自治体業務の外部 委託 (アウトソーシング)を行うことにより、 低コストで高いセキュリティ水準のもと、情 報システムの運用を行うもの
- ・モデルシステムの開発と導入支援のための人 材サポート事業を実施

5 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ確保に係るガイドラインや 手引きを作成
- ・情報漏えい等への対策を徹底するため、情報 セキュリティ監査や研修を推進

ウ 電子自治体における情報セキュリティ対策と個 人情報保護の徹底

電子自治体の推進において、個人情報の保護と情報 セキュリティ対策が重要な課題となっている。

平成18年4月現在、個人情報保護条例はすべての都道府県・市町村で制定済みであり、情報セキュリティポリシーは都道府県で全団体、市町村で1,773団体(96.2%)が策定している。総務省では、すべての地方公共団体が情報セキュリティ監査を実施するよう地方財政措置等の支援を行うとともに、地方公共団体の情報セキュリティに関する情報や対策を地方公共団体

間で共有する機能等を有する「自治体CEPTOAR」(平成19年3月創設)に対し、必要な助言等の支援を行うこととしている。

なお、総務省では、平成13年3月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定(平成15年3月に一部改定)しているが、情報セキュリティ政策会議が決定した「第1次情報セキュリティ基本計画」を受け、情報セキュリティに関する技術や環境の変化等を踏まえて、平成18年度に全部改定を行った。

(3)住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体共同のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報(氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報)により、全国共通の本人確認や、行政機関への本人確認情報の提供が可能となるものであり、平成14年8月から稼働している。

住民基本台帳ネットワークシステムの活用により、 これまで、

平成14年8月(第1次稼働) パスポート申請時の住民票の写しの添付及び共済年金受給者の現況届の廃止

平成15年8月(第2次稼働) 転入転出手続の簡素化、住民票の写しの広域交付及び住民基本台帳カードの交付の開始等

平成16年1月 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した公的個人認証サービスの開始

平成18年10月 国民年金・厚生年金の受給権者 の現況届の廃止

が行われてきており、同システムは、住民利便の向上や、電子政府・電子自治体の基盤として重要な役割を果たしている。総務省では、都道府県、市町村等との連絡調整を図りつつ、引き続き地方公共団体における同システムの円滑かつ着実な運用を支援していくこととしている。

また、この住民基本台帳ネットワークシステムについては、個人情報保護が重要な課題であることから、制度面、技術面、運用面のいずれの面においても、十分な対策が講じられているところであるが、総務省では、平成14年9月から開催している「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」における議論・提言を踏まえ、引き続き全地方公共団体を対象としたチェックリストによる点検を実施するなど、個人情報保護について十分な措置を講じていくこととしている。

(4)地方公共団体による公的個人認証サービス

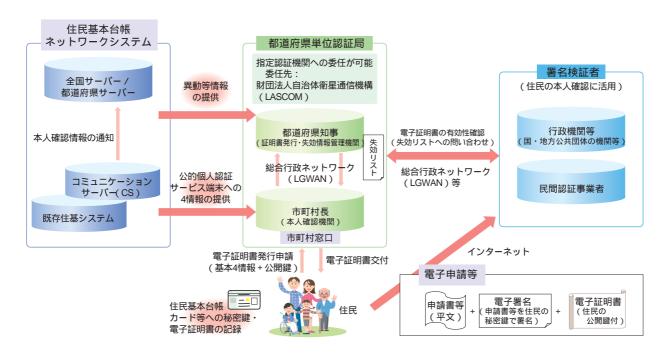
ア 公的個人認証サービスの概要

インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難であり、改ざんされてもこん跡が残らないといったデジタル文書特有の問題があることから、他人になりすまされたり、文書の内容を改ざんされたり、送信者に送信を否認されたりするなどの危険性がある。行政手続等のオンライン化を促進し、電子政府・電子自治体を実現するためには、こうした問題を解決する必要があることから、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)に基づき、平成16年1月から、地方公共団体による公的個人認証サービスの提供が開始された。公的個人認証サービスの電子証明書は、有効期間が3年

間、発行手数料が500円となっており、市区町村の窓口で厳格な本人確認を受けた上で、住民基本台帳カード等のICカードに格納され、発行を受けることができる。住民はICカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、電子証明書とともに送信することにより、行政機関等にオンライン申請をすることが可能となる。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告、不動産登記申請等、平成19年2月現在で、国では12府省庁、地方公共団体では47都道府県及び一部市区町村の手続が対象となっているところであり、今後、国及び地方公共団体の各種手続においても、公的個人認証サービスの利用が順次拡大される見込みである。

図表3-4-10 公的個人認証サービス



イ 公的個人認証サービスの利用・活用の推進 総務省は、公的個人認証サービスの利用・活用を推 進するため、次の施策に重点的に取り組んでいる。

IT新改革戦略において、全都道府県において平成20年度までに、全市町村において平成22年度までに公的個人認証サービスに対応した電子申請システムを整備するという目標が明記されていることを踏まえ、公的個人認証サービスに対応した行政手続の増加を図るため、各府省への働きかけや地方公共団体への支援を実施。

公的個人認証サービスの電子証明書の有効性を確認できる者の範囲について、行政機関等のほか、司法書士、行政書士等の行政手続等の代理を行う者や公証人等の行政手続等に必要な添付書類を発行する者が、連合会等の所属団体を通じて電子証明書の有効性確認をできるようにするため、政府として「電

子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」 の一部改正法案を第164回国会に提出(同法案は平成18年5月に成立)

公的個人認証サービスの新たな活用方策として、 携帯電話・電子ロッカーを利用した無人での交付物 の受け渡しや電子錠端末を利用した入退室管理等、 モデルシステムの開発・実証を実施。平成18年度は、 複数の地方自治体で、電子ロッカーによる交付物の 自動受取等の多面的な活用方策を可能とするモデル システムの開発・実証を実施。

平成18年11月から「公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会」を開催し、主として制度・運用面から、電子証明書の有効性を確認できる者の範囲のあり方、電子証明書の多面的な活用方策に係る課題等について検討を実施。

4 消防防災分野におけるICT化の推進

(1) 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

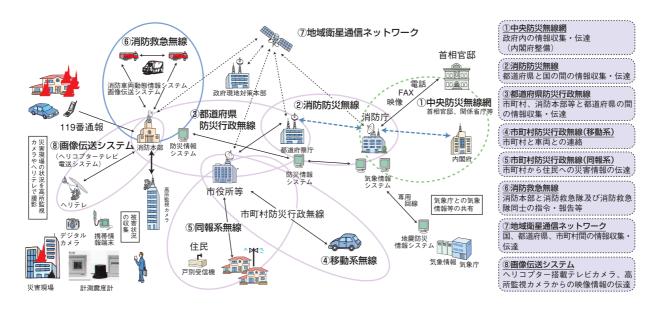
大規模災害時には、地方公共団体が把握した災害の 規模や被害の概況を国が迅速かつ的確に把握し、緊急 消防援助隊の出動その他の災害応急対策を迅速に講じ ることが重要である。このため、災害時においても通 信を確実に確保し、情報の収集及び伝達を迅速かつ確 実に行うべく、国、都道府県、市町村等においては、 加入電話、携帯電話等の公衆網及び専用線等を使用す るほか、災害に強くふくそうのおそれのない自営網で ある消防防災通信ネットワークを整備している。

現在、国、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網としては、

- ① 国と都道府県を結ぶ消防防災無線
- ② 都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線
- ③ 市町村と住民等を結ぶ市町村防災行政無線
- ④ 消防本部と消防署、消防・救急隊を結ぶ消防救急 無線
- ⑤ 国と地方公共団体及び地方公共団体間を結ぶ地域衛星通信ネットワーク

が構築されている。総務省では、これらの消防防災通信ネットワークの整備促進及び充実強化を図るとともに、非常通信協議会の活動等により、不通となった場合の通信の確保に努めている。

図表3-4-11 消防防災通信ネットワークの概要図



(2) ICT化の今後の展開

ア 携帯電話・IP電話等からの119番緊急通報に 係る位置情報通知システム

携帯電話やP電話からの119番通報が年々増加していることから、総務省では、消防活動がより迅速に、より効率的に行われるよう、消防関係機関や電気通信事業者等と連携を図りながら、平成17年度から発信位置情報を指令台に的確に地図表示することができるシステムの標準仕様を策定するとともに、運用開始に向けたシステムの構築を進めてきたところである。平成19年4月から、119番通報時に、携帯電話(第3世代)からは通報者の緯度・経度、IP電話からは住所情報が

一元的に消防本部に通知されるシステムが一部の消防 本部で運用開始されたところである。

イ 消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化

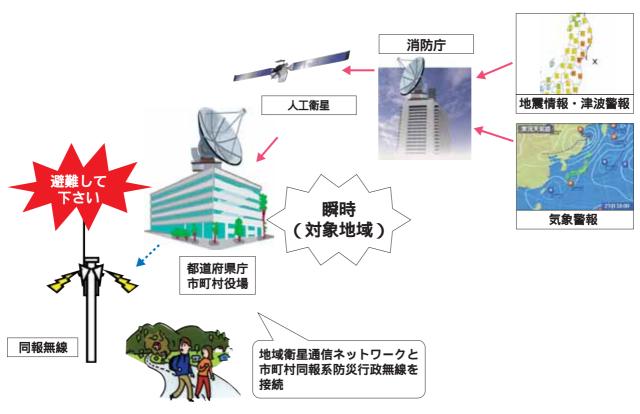
消防救急無線は、従来、アナログ方式により、整備・運用されてきたが、秘話性の向上によるプライバシー保護や文字等のデータ通信の活用による利用高度化及び電波の有効活用を図る観点から2016年(平成28年)5月までにデジタル方式に移行されることとされ、現在総務省において各般の検討を進めているところである。

ウ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備

総務省では、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)を自動起動することにより、住

民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備に向け取り組んでおり、平成19年2月から、J-ALERTにより津波警報等の一部の情報の送信を開始している。

図表3-4-12 J-ALERTの概要



市町村が、どの情報を同報無線を自動起動して住民に伝達するかを決める

エ ヘリコプターによる被災地情報収集の充実

災害発生時に広範な被害状況を迅速に把握するためには、ヘリコプターによる上空からの映像を活用した情報収集が大変有効である。現在のシステムは、ヘリコプターから撮影した映像について、いったん、地上の受信装置で受信する必要があるが、地上の受信装置は現在のところ、全国を網羅する形で設置されていな

い状況にある。このため、総務省では、平成17年度に 開催された「初動時における被災地情報収集のあり方 に関する検討会」の提言を受け、ヘリコプターから衛 星に直接電波を送信する方法により、地上の受信装置 がない場合でも被災地情報をリアルタイムで伝送する システム等の実用化に向けて取り組んでいる。

5 情報通信基盤を活用した地域振興等

地域における情報通信基盤が整備され、活用されることにより、社会・経済活動の各分野において、

住民利便の向上、就業形態の多様化、高齢者・障 害者の社会参加

経済活動の効率化、活性化

行政サービスの向上、行政の効率化、行政への住 民参画 等が進展し、これにより、地域の振興、活性化が図られるとともに、地域が抱える様々な課題の解決に資することが期待される。

そのため、総務省では、情報通信基盤を活用した地域振興、ICT化による地域の在り方等について、支援等を行っている。

(1)ICTによる沖縄振興

政府においては、従前から沖縄振興を最重要課題の 一つとして取り組んでいるところである。

情報通信関係については、「沖縄振興特別措置法」 (平成14年法律第14号)において、

内閣総理大臣は、「沖縄振興計画」を定めるものとすること(沖縄振興計画には、「産業の振興に関する事項」、「情報通信の高度化に関する事項」等を定めるものとされている。)

沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、「情報通信 産業振興計画」を定めるものとすること とされており、平成14年7月に決定された沖縄振興計画においては、「情報通信基盤の整備」、「高度情報通信ネットワーク社会の実現」、「情報通信関連産業の集積」等が盛り込まれている。

総務省では、離島におけるブロードバンド環境の整備の支援や、高度なスキルを身につけたICT技術者や指導者の育成を目的とした「IT高度人材育成事業」(経済産業省との共同支援)等により、沖縄における情報通信基盤の整備及び情報通信産業の振興の支援を行っている。

(2) ユビキタスネット社会の創造を通じた地方の社会経済の活性化

少子高齢化社会への対応、国と地方の財政再建、成長力・競争力強化等多くの課題の解決には、地方の社会・経済・産業等の自立・活性化によって魅力ある「強い地方」を創造することが必要である。

ユビキタスネット社会は、ICTを通じてチャンスへの公平なアクセスが可能となる社会であり、都市と地方との格差の是正等を通じて魅力ある「強い地方」を創造するためには、その基盤としての地域ユビキタスネット社会(ICTの活用により地域の諸課題の自律的解決

が図られるような社会)づくりを、関係者が一丸となって、強力に推進・支援していくことが重要である。

そのため、総務省では平成18年11月から、生活者、企業、地方公共団体等関係者の知恵を結集し、地域ユビキタスネット社会の創造を通じて地方の社会経済の活性化等を図る観点から、その具体的課題及び方策の検討に資するため、「地方の活性化とユビキタスネット社会に関する懇談会」を開催しており、同懇談会は平成19年6月を目途に取りまとめを行う予定としている。

(3) Web2.0時代の地域の在り方の検討

ユビキタスネットワークが進展し利用者のすそ野が 急速に拡大する中、インターネットの特性を有効に活 用することによって、従来とは質的に異なる新しいウェブ世界を構築する概念、「Web2.0」が注目を集めている。Web2.0の特色として、「利用者参加」や「オープン志向」が挙げられ、ブログやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の消費者発信型メディアの利用者は近年、爆発的な増加を見せている。

Web2.0に象徴されるウェブ世界の質的変化は、単にウェブ世界のみにとどまるものではなく、人々の生

活・行動様式の変化が先行的に現れているものであると考えられ、今後、自治体を含めた地域の在り方も、新しい時代に対応したものに質的に変化する必要がある。

そのため総務省では、情報化時代がもたらす、分散、オープン、低コスト等の革命的変化の中で、Web2.0時代の新しい自治体や地域の在り方や、それに向けて国及び自治体が取り組むべき方向性を示すことを目的として、平成18年11月から「Web2.0時代の地域のあり方に関する研究会」を開催している。

6 コンテンツ政策の推進

光ファイバ等のブロードバンド網の整備やデジタル放送の普及等、高度な情報通信ネットワーク基盤の整備・普及の促進とともに、こうした情報通信インフラを十分に活用した良質なコンテンツの制作・流通の促進の重要性が増している。

政府としては、「コンテンツの創造、保護及び活用の 促進に関する法律」(平成16年法律第81号)の制定以 来、国、地方公共団体及び関係者が一体となったコン テンツの創造、保護及び活用に関する施策の総合的、 効果的な推進を進めている。「知的財産推進計画2006」 (平成18年6月知的財産戦略本部)では、コンテンツ をいかした文化創造国家づくりを目指した取組を進め ていくこととされており、また、「経済財政運営と構造 改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決 定)では、「今後10年間でコンテンツ市場を約5兆円 拡大させることを目指す」という数値目標を設定し、 コンテンツ市場を拡大することを基本政策としている。

放送コンテンツは、我が国コンテンツ市場11.6兆円 (平成16年)の約3割を占める重要な位置にあり、総 務省としては、我が国がコンテンツ大国となることの 実現に向け、放送コンテンツを中心としたコンテンツ の制作・流通の促進策について検討を行っている。

平成18年9月には、情報通信審議会情報通信政策部会に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」が設置され、以下の重要課題について集中的に検討が進められているところである。

コンテンツの利用に関する制度や、著作権保護技術の現状、諸外国の状況等を踏まえた、インターネットやデジタル放送におけるコンテンツの利用ルールに関する基本的考え方

「IPマルチキャスト方式」を用いたコンテンツの配信や、過去に制作されたコンテンツのインターネットにおける流通等、今後のコンテンツの流通ルールの方向性

コンテンツ制作者側から見た、著作権の所在及び 手続の透明性等の取引の現状整理、取引市場の形成 に向けた具体策

総務省としては、こうした検討を踏まえつつ、以下 のような取組を進めている。

(1) コンテンツの流通の促進等に関する取組

ア IPTVに関する取組

放送番組その他の映像コンテンツを、IPネットワークにより地上デジタル放送と同等の品質でテレビ受信機等へ配信する、いわゆるIPTVサービスの実現に向け、総務省では、平成18年10月に設立された、学識経験者、放送事業者、通信事業者及び家電メーカー等が参加する民間協議会である「IPTVフォーラム」と連携・協力しながら、送出側・伝送路・視聴端末についての実証実験を実施し、利用者の利便性等に配意しつつ、必要な技術要件や運用の検証に取り組んでいる。

イ コンテンツの国際競争力の強化

コンテンツの積極的な海外展開による文化の発信は、 自国ブランドの確立、強化等の面に加え、新たな海外 市場の獲得による新産業の育成と雇用の拡大など、経 済的な観点からも重要な課題となっている。「ICT国際 競争力懇談会」においては、放送番組を中心とするコ ンテンツの国際競争力について、

海外展開に取り組む事業主体のインセンティブ 海外展開の客体であるコンテンツ自体の競争力 海外販売ネットワークの開拓に係る課題 海外展開に係る人材育成 の四つの観点から検討を行い、平成19年4月に放送コンテンツの海外展開を更に促進するための具体策を取りまとめた。

ICT国際競争力強化プログラム(平成19年5月)においては、ソフトパワー強化プログラムを策定し、コンテンツの国際競争力の強化や海外へのコンテンツ流通ネットワーク開拓に向けた体制の整備・検討を推進している。

ウ 地域に根ざしたコンテンツの制作・流通の促進 に向けた取組

多様な地域性をいかした地域におけるコンテンツの 制作・流通については、海外市場もターゲットとした 新たなコンテンツの開拓という観点から、その重要性 が再認識されているところである。

北海道にある地上波放送局で、北海道の自然等の観 光資源を紹介した地域情報番組を制作し、東アジア地域に向けて放送を行ったところ、番組放送後、同地域 からの観光客が増加するなど、地域発信のコンテンツ が有効な地域振興策の一つとなっている。また、地域 における映像コンテンツに関する産・学・官連携の取 組として、放送事業者や大学、クリエーター、地方公 共団体等が協力して、地域に根ざしたコンテンツを創出し、国内外に流通させることで、活躍の場を確保し、 人材育成を継続的に図るサイクルに向けた取組も行われているところである。

こうした観点から、総務省としても、平成18年に各総合通信局及び沖縄総合通信事務所に「コンテンツ流通促進官」を新設し、地域におけるコンテンツの制作・流通等の更なる促進に向けた取組を推進している。また、社団法人デジタルメディア協会が主催するAMDAwardにおいては、平成16年から、地域に根ざした優れたコンテンツを表彰する「リージョナル賞」を創設し、第12回(平成19年1月)には「阿蘇インターネット放送局(WebTVアソ)」(熊本県阿蘇市)の取組に対して表彰を行うなど、コンテンツの流通の促進に向けた取組を行っている。

エ コンテンツ取引市場の形成に向けた取組

デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、放送番組等の映像コンテンツについて、DVD等のデジタルメディアや、インターネット等のネットワークでの流通等、様々な形態の二次利用が進んでいるが、こうした二次利用に係る取引についてのルールを整備し、取引を促進することにより、コンテンツがより多くの付加価値を生むことが期待されている。

このような状況下においては、コンテンツの取引対象としての透明性や流動性の向上に関するルールの整備等が重要な課題となるため、総務省では、コンテンツ取引の促進及び取引市場の形成に資するべく、平成18年11月から、「コンテンツ取引市場の形成に関する検討会」を開催している。同検討会では、これら重要課題への対応の在り方について検討を行い、平成19年6月を目途に報告書を取りまとめる予定である。

オ ネットワークを利用した不正な映像コンテンツ 流通防止に関する調査研究

インターネットのブロードバンド化に伴い、YouTube等の動画投稿サイトにおける不正な映像コンテンツの流通等が拡大していることから、総務省では、平成18年度から、「ネットワークを利用した不正な映像コンテンツ流通防止に関する調査研究」として、ネ

ットワークを利用した映像コンテンツの適正な流通促進を図るべく、不正な映像コンテンツの流通による被害の状況や対応策等についての調査を行い、官民連携による不正な映像コンテンツの流通防止対策等について検討を行っている。

カ 次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の 研究開発

総務省では、デジタルシネマ(制作、配給、上映という工程すべてがデジタルデータにより行われる映画) や高臨場ライブ中継等の臨場感あふれる超高精細映像(次世代型映像コンテンツ)について、ネットワークを活用して安全かつ効率的・効果的に編集・配信等を行う技術を確立し、広く利用者が豊かな映像環境を享受できる社会の実現に資するため、平成17年度から平成19年度までの予定で、次の技術を内容とする「次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発」を実施している。

ネットワーク分散協調型映像編集・制作技術 遠隔地間で伝送遅延素材劣化のない非圧縮素材によ る実時間分散協調編集作業を可能とする超高精細映像 制作技術

超高速・多地点ストリーム配信技術

次世代型コンテンツをリアルタイムかつセキュリティを確保しつつ全国規模での配信を可能とする技術

平成18年度は、第19回東京国際映画祭の第2回 digital TIFFシンポジウム(平成18年10月)において、産学の協力を得て、大容量IPネットワークにより遠隔 地からの映像を合成編集したレーシングゲーム映像や 弦楽演奏のカメラ映像等の超高精細映像を複数拠点へ配信する実証実験を実施した。

キ 対外流通チャンネルとしての国際放送の活用策 の検討

前述のとおり、対外情報発信力の強化、すなわち、「ソフトパワー」の強化の柱の一つとして国際放送の強化が進められており、これに当たっては、新映像国際放送におけるコンテンツの対外流通促進も念頭に置きつつ、検討を進めている。

7 ICTベンチャーの創出・成長支援

我が国の経済が今後も発展し、活性化を続けていくためには、イノベーションによる新産業の創出や産業構造の改革が必要であり、ベンチャー企業はそのための重要な役割を担っていくことが期待されている。また、我が国のICT産業の国際競争力を強化し、持続的な経済発展を実現するためには、先進的・独創的な技術を持ち、ニュービジネスを創出するICTベンチャーの成長を促進することが不可欠である。

しかし、ベンチャー企業、特に創業後間もない企業は、事業実績が乏しい、技術的評価が確立されていない、物的担保や信用力が不足しているなどの理由により、資金調達、人材確保、販路開拓等が難しく、優れた技術を有していても新規事業化に結び付きにくいな

どの課題を抱えている場合が多い。

政府は、このような状況を踏まえ、「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月閣議決定)において、「研究開発型ベンチャー等の起業活動の振興」として、包括的な研究開発型ベンチャー支援策の強化を図ること等を、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)において、革新的ベンチャーの育成等を行うことをうたっているところであり、総務省としても、関係省庁と連携しつつ、資金供給、人材確保・育成、情報提供等の面について、ICTベンチャーの創業・成長を促進するための支援を講じている。

(1)ICTベンチャーに対する主な支援施策

創業後間もないICTベンチャーに対して、次のような 資金面での支援措置を講じている。

助成金(先進技術型研究開発助成金、通信・放送 新規事業助成金。いずれも独立行政法人情報通信研 究機構より公募実施)

テレコム・ベンチャー投資事業組合からの出資 独立行政法人情報通信研究機構による債務保証 税制(エンジェル税制等)

また、地域のICTベンチャー・中小企業が行う研究開発に対して、独立行政法人情報通信研究機構の研究委託制度「民間基盤技術研究促進制度(地域中小企業・ベンチャー重点支援型)」により、資金を重点的に配分している。

(2)ICTベンチャーの人材確保・育成支援

ア 「ICTベンチャー人材確保ガイドライン」の策 定

成長スピードの速いICTベンチャーが、次々に発生する経営課題に対処し、事業を拡大するためには、優秀な人材を確保する必要がある。しかしながら、ベンチャー企業には欲しい人材に報酬を払う資金も、採用活動に投じる時間的・人的資源も限られ、採用のノウハウはなかなか蓄積されないという状況にある。大企業が採用強化に動き、人材争奪戦が激化する中、総務省では平成18年6月より「ICTベンチャーの人材確保の在り方に関する研究会」を開催し、同研究会は平成19年2月に報告書を取りまとめた。同報告書には、人材確保を円滑に進めるための手引き集「ICTベンチャー人材

確保ガイドライン」「が盛り込まれており、同ガイドラインは、上場前後のICTベンチャー18社の経営者へのインタビューや研究会構成員の知見に基づいて、ICTベンチャー経営者が人材の確保で困った/悩んだ際に、解決に向けたアクションを考えるヒントを整理している。同ガイドラインは、実際の採用プロセスに従い、

「採用すべきかどうか / どのような人材を求めるのか」

「どのように採用するか」

「入社後に当初の予定どおり活躍してもらうため にどうするか」

の3章から構成されている。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/ict_venture/index.html 本ガイドラインに対する問い合わせ先:情報通信政策局情報通信政策課ニュービジネス担当(TEL:03-5253-5735)

図表3-4-13 ICTベンチャー人材確保ガイドライン(目次)

採用をすべきかどうか/ どのような人材を求めるか

- 他の人に任せたいが、どのような業務 をどのように任せればいいのか悩む
- 2. 業務を任せるとしたら、どのようなことを求めて、期待した役割を果たしてもらうか分からない
- 3. ある程度成長したものの、顧客からクレームがつくなど、以前より業務の品質・スピードが低下してきたと感じる

曲

な

- 4. また、人員不足が売上成長の足を引っ
- 張っている 5. さらに、指示が社員に行き届かない社 員の反応が鈍い/社内がギスギスして
- 6. 上場に向けた組織拡大・体制の整備・ ガバナンスの強化が進まない

どのように採用するか

- 7. どのように採用候補者を探していい か分からない
- 8. ターゲットの採用候補者に具体的に どのようにアプローチしたらいいか 分からない
- 9. その候補者を採用したいが、評価に似む
- 10. せっかく内定を出したのに、断られてしまう
- 11. 以上のプロセスの中で手続きが分からない

入社後に当初の予定通り活躍 してもらうためにどうするか

- 12. 採用した人材が期待した成果を挙げられない
- 13. 採用した人材が想定していたよりス キルが低かった
- 14. 採用した人材にスキルはあるが、経営層が期待していることと当人の認識にギャップがあるため、本来のスキルを発揮できていない
- キルを発揮できていない 15. 採用した人材にスキルはあるが、周 囲と摩擦を起こす
- 16. 採用した人材が辞めてしまう
- 17. 手を尽くしたものの、採用した人材 が活躍できそうもない

イ ICTベンチャーの経営人材育成の促進

総務省では、平成19年度以降の新たな取組として、ICTベンチャーの経営人材のうち、特に創業期から事業拡大期の経営者を対象に、事業計画の作成・見直しと、その遂行のための経営体制の確立を支援する研修プロ

グラムを開発することとしている。また、起業家教育を実施している大学及びICTベンチャーと連携し、主に大学生を対象に経営・技術の双方に精通した人材を育成する教育プログラムを開発し、ICTベンチャー経営者及び経営層候補の人材育成を図ることとしている。

(3)ICTベンチャーに対する情報提供

独立行政法人情報通信研究機構は、ウェブサイト「情報通信ベンチャー支援センター」において、ICTベンチャーの事業立ち上げや経営、人材確保・育成等に関する情報提供、専門家による無料経営相談・指導等

を行っている。また、セミナー、イベント、ビジネス プラン発表会等の開催を通じて、起業・事業拡大ノウ ハウや知的財産戦略等に関する各種情報提供と、人材 交流・情報交換等の機会提供を行っている。

8 ICT人材の育成

(1)高度ICT人材の育成

我が国が引き続き世界最高水準のICT国家であることを維持し、国際競争力の維持・向上を図っていくためには、技術進歩の著しいICT分野に関する高度な知識や技能を有する人材の確保が重要であるが、このような高度ICT人材は約35万人不足²していると推計され、その育成が急務となっている。

そのため、総務省では、情報通信分野の専門的な知識及び技術の向上を図る情報通信人材研修事業を実施する第三セクターや公益法人等に対し、当該事業に必要な経費の一部を助成する「情報通信人材研修事業支援制度」を平成13年度から実施しており、これまで565件に対し助成を行い、約1万9,700名に対し研修を行っている。

また、企業等における戦略的情報化に係るプロジェクトの立ち上げ、計画策定、遂行及び進捗管理を行うプロジェクトマネージャ(PM)や企業等におけるICT導入に際してシステムの骨格(アーキテクチャ)を設

計し、その成果物と効果に対して責任を持つITアーキテクト(ITA)を育成するための実践的なPBL (Project Based Learning)教材を開発した。これらの教材は高等教育機関、研修事業者、企業等における活用に供している。

さらに、第3期科学技術基本計画等においても研究開発の成果をイノベーションの創出に発展させていくことのできる人材の育成に取り組むこととされていることや、研究開発能力を有し最先端の技術動向や市場ニーズを踏まえたイノベーション戦略を企画・推進できる人材の確保が産業界で喫緊の課題となっていることを踏まえ、ICT分野のイノベーション創出を担う研究開発人材の育成に、産学官が連携してどのように取り組んでいくべきかについて検討するため、平成18年11月から「ICT分野の研究開発人材育成に関する研究会」を開催しており、同研究会は、平成19年6月に最終報告を行う予定である。

(2)学校におけるICT基盤の整備及び利活用に対する支援

我が国の将来を担う子供たちがICTを利活用できる能力を身に付けることができるよう、早い段階からICTに触れることができる環境整備を進めていくことが重要であり、IT新改革戦略(平成18年1月IT戦略本部)においても、「校内LANや普通教室のコンピュータ等のIT環境整備について早急に計画を作成し、実施するとともに、学校への光ファイバによる超高速インターネット接続等を実現する」ことを掲げているところである。そのため、総務省では、学校におけるネットワーク構築のモデルプランを示した手引書「校内LAN導入の手

引」を作成するとともにホームページで公開し、学校におけるICT基盤である校内LANの導入を支援している。

また、小中学校におけるICT利活用を支援するため、 文部科学省の協力の下に、平成18年11月から、NHK が保有する学校向けの番組やビデオクリップ等のコン テンツを、全国の約3万4,000の小中学校に無料で配 信する大規模配信実験を行う「オアシスプロジェクト」 を行っているところである。

9 テレワークの推進

(1)テレワークの現状

「テレワーク」は、情報通信技術を活用した在宅勤務等によって、就業者の仕事と生活の調和を図りつつ、業務効率・生産性の向上を実現する柔軟な働き方であり、その普及を通して、少子高齢化、地域活性化、地球温暖化防止等の課題解決に大きく貢献できるものである。さらに、再チャレンジ支援施策としても期待されている。

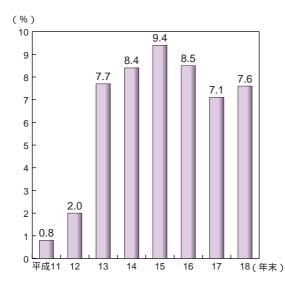
国土交通省の調査³によると、我が国のテレワーク人口⁴は約674万人と推計されている(図表3-4-14)。

企業におけるテレワーク導入率は、総務省「通信利用動向調査」によると、7.6%にとどまっている(図表3-4-15)。その導入目的としては、主に「定型的業務の効率性(生産性)の向上」や「勤務者の移動時間の短縮」が挙げられており(図表3-4-16)、導入している企業の94.0%が導入目的に対し「効果はあった」と回答している。。

我が国におけるテレワークの現状については、導入 済企業においても試行錯誤しながら定着と拡大を図っ ている段階にあり、他の多くの企業においては、テレ ワークに対する認知や理解が不足している上に、

企業や就業者に与える効果や影響が明らかでない こと

図表3-4-15 企業におけるテレワーク実施率の推移

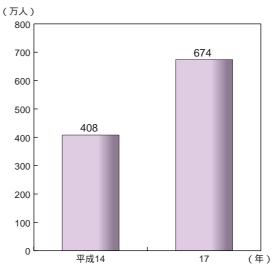


総務省「通信利用動向調査(企業編)」により作成

在宅勤務時の適切な管理や評価が難しいこと 情報セキュリティの確保等が必要であること 等の課題が存在していることから、いまだ新たな就業 形態としては定着しておらず、より一層の普及促進が

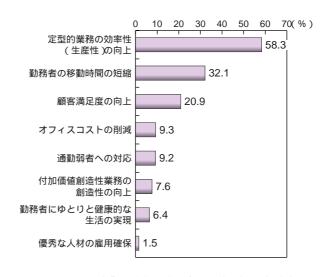
図表3-4-14 テレワーク人口の推移

必要な状況である。



国土交通省「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合 的支援方策検討調査 (2003年)及び国土交通省「平成17年度テレワーク 実態調査」により作成

図表3-4-16 企業におけるテレワークの導入目的(複数回答)



(出典)総務省「平成18年通信利用動向調査(企業編)」

³国土交通省「平成17年度テレワーク実態調査」

⁴情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方を週8時間以上実施した人

^{5「}平成18年通信利用動向調査(企業編)」によれば「非常に効果があった」(24.5%)「ある程度は効果があった」(69.5%)となっている

(2)テレワークの推進

政府では、安倍内閣総理大臣の「テレワーク人口の 倍増を目指す」という所信表明等を受け、一層のテレ ワークの推進を図ることとしており、「IT新改革戦略」 (平成18年1月IT戦略本部決定)においても、2010年 (平成22年)までにテレワーカーを就業者人口の2割 とする目標が掲げられている。

総務省では、以下の施策を講じ、テレワークの推進 を図っている。

ア 民間企業のテレワーク導入環境の整備

総務省では我が国企業の大部分を占める中小企業等へのテレワークの普及を促進するとともに、女性、高齢者、障害者等の再チャレンジを支援するため、平成

19年度から、厚生労働省と連携して、「テレワークモデルシステム(安心・安全で容易にテレワークの導入が可能となる共同利用型のモデルシステム)の実証実験」に着手することとしている。

また、平成19年度税制改正において、企業のテレワーク設備導入に投資インセンティブを付与するため、「テレワーク環境整備税制」が創設されている。

対象者 : テレワーク関係設備の導入を行う者

対象設備:シンクライアントシステム、VPN装置等

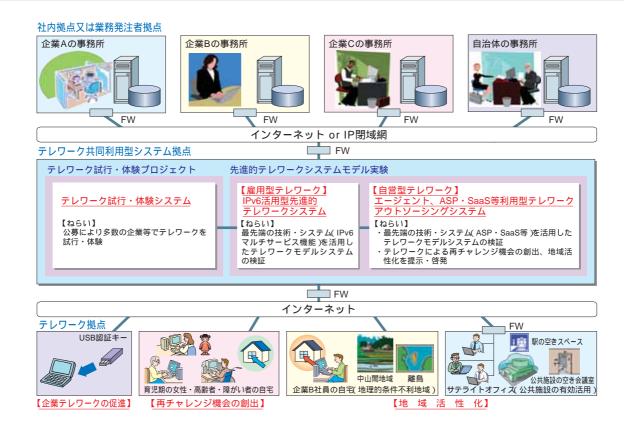
税制特例:取得後5年度分について固定資産税の課

税標準を2/3に軽減

適用期間:平成19年4月1日~21年3月31日(2

年間)

図表3-4-17 テレワーク共同利用型システム実証実験の概念図



イ 総務省職員によるテレワークの実施

国家公務員のテレワークも本格導入には至っておらず、我が国全体のテレワークを促進する観点からも早期の導入が求められる。

総務省では、平成18年10月から、中央省庁では初めて、育児・介護に携わる職員を対象に、省外から総

務省LANのサービスを安全に利用できるシステムを利用して、テレワーク(在宅勤務)を開始した。また、平成19年4月には、「育児・介護に携わる職員」という限定を外し、本省(中央合同庁舎2号館)に勤務する全職員に対象を拡大することを決定し、5月から開始したところである。

ウ 関係業界や関係省庁等との協力

産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」と連携して普及啓発等の施策を実施し、関係省庁(総務省、

厚生労働省、経済産業省及び国土交通省)が共同で、「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック」を 作成するなど、テレワークの推進施策を講じている。



ガイドブック「ICTを環境にやさしく活用するために」

生産・流通・消費の経済活動及び行政の効率化を飛躍的に進展させ、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」便利なユビキタスネット社会を実現するためのインフラとして不可欠なICTは、環境負荷の低減にも大きな役割を果たすと注目されている。その一方で、ICT機器が今後更に増加・高機能化することにより、機器使用時の電力消費量等が増加し、これに伴う二酸化炭素排出による環境負荷も大きくなるという指摘もされている。

このため、総務省では、平成18年11月から平成19年2月まで外部委託により「環境負荷低減に資するICTシステム及びネットワークの調査研究会」を開催し、同調査研究会は、平成19年3月、ICTシステムが地球環境に与える影響を明らかにするため、2010年におけるICTシステムの電力消費量の予測、具体的なICTシステム導入事例について環境負荷低減効果を試算するとともに、ICTシステムの環境負荷低減に関する最新の技術動向や各種取組を調査し、報告書として取りまとめた。総務省では、同報告書を受けて、ICTシステムを利用する企業・団体等を対象としたガイドブック「ICTを環境にやさしく活用するために~「マイナスの影響」を抑え、「プラスの効果」を高めるICT利用~」を策定した。

図表1 ガイドブック「ICTを環境にやさしく活用するために」



http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070406_1_1.pdf

図表2 ICTシステムが環境に与える影響



10 医療のICT利活用の推進

我が国の医療現場は患者数に比べて医療従事者が少なく、医療従事者一人当たりの業務負担が重いといわれており、そのため医療過誤や医療訴訟も年々増加している。

一方、電子タグ、センサーネットワーク、無線LAN、 UWB等のユビキタスネット技術の進展により、医薬品 等の在庫・消費状況等の管理、患者の所在・状態管理、 医療従事者間の情報伝達・情報共有等により、医療の 安全性向上と業務支援が期待されているところである。

総務省では、医療分野におけるICT利活用を推進するため、医療現場におけるユビキタスネット技術の活用方策の事例を調査するとともに、国内外の医療現場におけるユビキタスネット技術の最新事例の情報交換や医療の安全性向上等のための方策について議論するための国際シンポジウムを開催する等、ICT利活用の普及促進を図っている。